



対流

Heart to Heart
2019.1

2019年1月31日発行
特定非営利活動法人
有機農業認証協会
〒564-0063
大阪府吹田市江坂町
1丁目23-19
TEL*06-6330-0823
FAX*06-6330-0735
MAIL yuukinin@apricot-gen.ne.jp
HP: <http://yuukinin.org/>



つくる人、はこぶ人、たべる人。 人と自然のあらたなかかわりは
農山漁村に住む人、都市に住む人。 顔の見える交流(Face to Face) から
自分の居場所や立場を越えて人と人。 心が響きあう 対流 (Heart to Heart) へ。

CONTENTS

1. 巻頭言 2. 事業・活動報告 3. お知らせ 4. お願い

1. 巻頭言

理事長 中塚華奈

新年、明けましておめでとうございます。

年末年始にかけて「平成最後」という言葉をよく耳にしました。残り四ヶ月をきった「平成」の時代は、有機農業界にとっては、どのような時代だったでしょうか。

平成四年に農水省が「新しい食料・農業・農村政策の方向」を公表し、国として初めて有機農業を範疇に入れた環境保全型農業を推進する旨が明記されたのを皮切りに、同年、有機農産物等の特別表示ガイドラインが定められました。平成十二年に有機JAS法が施行、平成十八年には有機農業の推進に関する法律が施行されました。平成の時代は、国の有機農業に関する方針は、昭和の時代が逆風だったとすれば、追い風に変わったと言えます。

とはいえ、自然循環や食物連鎖の仕組みに化学物質が及ぼす負の影響は、現在もなお様々なカタチで現れています。例えば、クロピラリド問題。日本では登録されていない除草剤ですが、アメリカ、オーストラリア、カナダなどでは多くの農家が牧草や穀類の栽培時に使用されています。土壌中で分解されにくく効果が長持ちすることから、散布頻度を抑えることができ、たとえ家畜の体内に入っても速やかに排泄されるため、家畜やその畜産物を食べる人にとって、安全な農薬だといわれてきました。しかし、問題はその家畜の排泄物にクロピラリドが含まれていることです。このふん尿を原料としてつくった堆肥を使用した土では、ナス科、マメ科、キク

科のなかに、クロピラリドで生育障害が生じる農産物があることがわかってきました。

これまで有機JASの枠組みでは、畜産物の堆肥については、そのエサまで遡って使用農薬をチェックする義務はありませんでしたが、堆肥に含まれる成分が農産物の生育に悪影響を及ぼすとなると、一概に「有機物」だからといっても安心して使用することができません。地球は有限であり、物質は循環しているということ、だからこそ有機農業をもっと普及拡大させていく必要があることを再認識させられました。

昨年末には、かねてより念願しておりました有機農業認証協会の前理事長でいらっしゃる西村和雄先生と現スタッフで鍋を囲む機会をもつことができました。実は、西村先生は、理事長交代時に少し体調を崩されておられたのですが、先日お会いしたときには、すっかりお元気になっておられて、ユーモアあふれる西村節はご健在。楽しいひとときを過ごしました。現在も当協会の運営にバックアップをいただいております。

本年は、新たに登録してくださる検査員のかたも増えることになりました。事業者の皆様と共に、有機農業の推進に向けて、スタッフ一丸となり、頑張つて参りますので、何卒よろしくお願いいたします。



2.事業・活動報告

■オーガニック映画祭in大阪(10/28)

7回目となった「オーガニック映画祭in大阪」が昨年10月28日に神崎川の秀明研修センターにて開催されました。

今回の上映作品は「ゼロ円キッチン」(2015年 オーストリア)、「未来を耕す人々」(2015年 フランス)、「大平農園401年目の四季」(2018年 日本)、「いのちの海 辺野古大浦湾」(2017年 日本)の4本。最後の作品は時間の都合で観ることができませんでしたが、どの作品も示唆に富むユニークなものでした。特に東京都世田谷区の大平農園の今を取り上げた3本目の作品は、20年以上前に訪ねたことのある場所だっただけに感慨深いものでありました。(岡田)



■有機JAS講習会

当協会主催講習会:
11/7(有機農産物 19名)、
11/14(有機加工食品 6名)

出張講習会:
10/22(福岡県:2名)、10/30(茨城県:3名)、
10/31(千葉県:29名)

個別講習会:
12/18(有機農産物:1名)

■西村和雄さん講演会(12/1)

我が認証協会の2代目理事長である西村和雄さんの講演会「テーマ:土・作物・人の健康」が京都で開催され、参加してきました。

西村さんは常々、「作物を見れば、その土も分かり、作った人まで当てることができる」、とされています。健康で美味しい、よい作物を作るには、土の健康だけではなく、人の健康も大切であるということでしょうか。

西村さんはこれまで幾多の病と闘ってこられました、すっかり元気になられ、いつもの西村節は健在でした。(岡田)

■日本有機食品認定連絡協議会・第2回勉強会(12/3)

昨年10月15日付で、「有機JASとGAPガイドラインの差分項目確認の方法」が農林水産省生産局農業環境対策課より公表されました。これを受けて、日本有機食品認定連絡協議会が主催する勉強会が開催され、参加してきました。当協会も別記のようにこの差分確認を実施するための届け出をしています。(岡田)



■「食品衛生法等の一部改正～HACCPの義務化～に関する説明会(12/13)～」

昨年6月の国会で、食品衛生法の一部が改正され、基本的にすべての食品等事業者(※)について、「HACCPに沿った衛生管理」を行うことが制度化されることになりました。ただし、法律はできましたが政令・省令はまだ検討中であり、今年6月ごろには公布、2020年の半ばに施行され、経過措置として2021年までは現行基準が適用されることになっています。

「HACCP」とはもともと、アメリカのNASAで、宇宙飛行士の食料を製造するマニュアルとして考えられたもので、究極の閉鎖空間である宇宙船の中で食中毒などを発生させないための方法です。日本語に訳すと「危害要因分析重要管理点」となるのですが、近年、BSEや鳥インフルエンザ、0-157にサルモネラ菌など、食品が原因の疾病が増加していることから、衛生管理を法律でルール化して、食中毒の発生を減らそう、というものです。

管理内容は事業者の規模等によって2種類に分けられ、「食品の製造及び加工に従事する者の総数」が50人以上だと「HACCPに基づく衛生管理」、50人未満だと「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」というようになります。具体的な中身は6月の法律公布を待つことになります。また、農産物の生産はHACCPの対象になりませんが、荒茶加工や精米などはHACCPの対象となりますので、該当する事業者の方は今後の情報にご注意ください。(岡田)

※食品等事業者:食品の製造・加工・調理・販売を行う事業者



★事務局業務①

*判定委員会

(10/18、19、11/29、12/25)

新規調査3件(有機農産物の生産行程管理者2件、輸入業者1件)、年次調査件(有機農産物の生産行程管理者19件、有機加工食品の生産行程管理者9件、小分け業者6件、輸入業者6件)の他に追加ほ場が8件、追加施設が3件でした。



★事務局業務②

*理事会(11/22)

2018年度第4回の理事会が開催されました。認証機関として5年先どのような活動をしていきたいのか、現状の活動や収支を踏まえつつ、いろいろな可能性について話し合いました。有機認証の分野だけではなく、有機の世界により貢献していくための活動はどういうものなのか、話し合いは次回の理事会でも引き続き行っていきます。

3.お知らせ

■有機JASとGAPガイドラインの差分項目確認を実施します

昨年の会報10月号でもお知らせしたように、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック(以下、オリ・パラ)の選手村で提供される農産物の調達基準は「GAPの共通基盤に関するガイドラインに準拠していること」となりました(GAP認証の取得は求められていません)。これはオリ・パラの組織委員会が決めたものですが、有機JAS認証を取得している事業者についてはその内容がGAPガイドラインと重なる部分があることから、重ならない部分(これを「差分」と言います)が基準に適合していることが確認されれば、調達基準を満たす、というものです。

そしてこの「差分項目の確認」を当協会も実施することになりましたので、希望する事業者の方は年次確認調査のタイミングに合わせて申請をしてください。必要な申請書類は昨年12月28日付のメールでお送りしています(FAXの方はお知らせの鏡のみで、希望者には別途郵送)。また、この「差分項目の確認」は2020年のオリンピック・パラリンピックの選手村で使用される農産物に限定して適用されるものですので、本年、2019年の年次調査と同時に行う必要があると思われます。申請にあたっては、実施時期等も含めて早めにお知らせください。(岡田)

参考:www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/yukijas-gapsabun.html

■「有機食品を提供する飲食店等の管理方法」についての日本農林規格が制定されました

昨年、パブリックコメントを募集していた新たなJAS規格が昨年12月28日付で制定されました。いわゆる「レストラン認証」と言えますが、法的には「取扱方法」の認証ということになるようです。

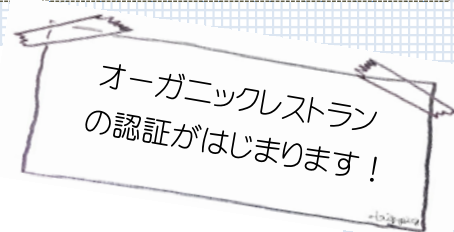
またこの規格に併せて2件の告示、「有機料理を提供する飲食店等の管理方法についての取扱業者の認証の技術的基準」、並びに「有機料理を提供する飲食店等の管理方法の適合の表示の様式および表示の方法」も同日付で公布されました。

ただこの規格及び関連告示については運用方法など不明な点もあるため、今後の農林水産省からの情報を待ちたいと思います。規格等の本文は下記のリンクを参照してください。(岡田)

規格 : http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/attach/pdf/kikaku_itiran2-188.pdf

認証の技術的基準 : http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/attach/pdf/kikaku_itiran2-177.pdf

適合の表示の様式 : http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/attach/pdf/kikaku_itiran2-184.pdf



■「飲食料品および油脂の格付の表示の様式および表示の方法」が改正されました

「格付の表示の様式」=JASマークのデザインについての告示が改正されました。

ポイントは2点。1点目は昨年新しくつくられたJASマークの表示方法。2点目はやはり昨年4月の農林水産省の説明会で報告のあった、JASマークの上の部分に“ORGANIC”等の文字を入れることについてで、これはその文字の記載が義務になるのか任意なのか、多くの事業者がその結果に注目していたところですが、結論から言えば義務ではなく任意表示ということになりました。詳細は下記のリンクを参照してください。(岡田)

告示:http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/attach/pdf/yyuuki-92.pdf

※新JASマーク



[規格の内容]

☆ご注意ください！
有機JASマークの規格の
変更はありません。

■有機畜産物が指定農林物資になる？！

これは一般社団法人オーガニック検査員協会の理事である丸山豊さんからの情報提供なのですが、日本の法律とは別に貿易に関する外国との取り決めというものがあり、WTO(世界貿易機関)によってTBT協定(貿易の技術的障害に関する協定)という取り決めが定められています。その中に、貿易に関する国内の法律が変わる際には事前にそのことを他国に対して通告しなければいけないというもの(事前意図公告)があり、JETRO(日本貿易振興機構)のホームページで確認できるのですが、昨年1月に出された事前意図公告で「有機畜産物、有機畜産物加工食品を強制規格にする」と記載されています。「強制規格」、つまり表示が義務化される=指定農林物資となります。

さらに7月には有機食品の名称の表示に、「バイオ」を加える、という公告が出されています。(これまでは「有機」、「オーガニック」だけでした。)おそらくEU域内では「オーガニック」表示よりも「バイオ(BIO)」表示が一般的だからだと思われます。この二つの公告について、内容は歓迎ですが、われわれ認証機関には何の通知もないまま、海外にだけ情報提供されていることに驚きと不信を抱いてしまいました。新たな情報が確認できましたら改めてお知らせいたします。(岡田)

■講習会のご案内

有機JASと有機に係る
食品表示の講習会

輸入業者の方向け 入門編

◇日時 → 2019年2月22日(金)
13:30~16:00

◇会場 → 独立行政法人農林水産消費安全
技術センター本部横浜事務所

◇対象者 → 認証輸入事業者希望者
及び日の浅い認証取得者

◇受講料 → 1,000円【前払い】

詳しくはこちら

<http://www.famic.go.jp/event/>

(問い合わせ先)

独立行政法人農林水産消費安全技術センター
(FAMIC)

本部横浜事務所 業務管理課

担当: 宇野、鈴木

〒231-0003

横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎

TEL:050-3797-1879

FAX:045-201-7438

新規事業者紹介

・亜細亜物産株式会社

有機農産物の生産行程管理者 1筆40a
山口県熊毛郡平生町で3年前より有機栽培に取り組む。
2018年は青パパイヤを栽培。

・株式会社エコファーム山口

有機農産物の生産行程管理者 5筆 291.9a
山口県周南市の山間部で、耕作放棄地を借り受けてジャガイモ、玉ネギ、ニンジン栽培。

・オアシス株式会社

有機農産物加工食品の輸入業者
大阪府吹田市に本社を置き、ドレッシング、菓子、飲料などを輸入。
<https://www.oasis-health.com/>

■『全国有機農業の集い

2019 in 琵琶湖』のご案内

日時：2019年2月23日(土)・24日(日)

場所：アヤハレクサイドホテル
(滋賀県大津市におの浜3丁目2-25)

主催：日有研全国大会2019実行委員会

日本有機農業研究会



画像：パンフレットより抜粋



詳しくはこちらをご覧ください。

<https://www.kokuchpro.com/event/13c2b56ee29ce6d8c0adb2733e693418/>

4. お願い

年次調査の提出書類について

当協会では、年次調査の時に事前に書類の提出をお願いしています。

検査員の現地調査がスムーズに行えるよう、前もって必要な書類の調査を終えておくためです。

提出をお願いしている書類の一つに、「出荷記録から遡って、トレースが可能な記録書類一式」があります。

これはサンプルとしてどれか1品目について、**農産:**

出荷から遡り種苗の記録までたどれる書類

加工、小分け、輸出:

出荷から遡り原料の入荷記録までたどれる書類のご提出をお願いしているものです。

製造記録又は作付記録を**すべての品目**で提出しなければならない、という認識の事業者さんがいらっしゃいますが、その必要はありませんので、ご確認をお願いいたします。

内容が分かりにくいようでしたら、事務局までお電話していただくか、現地調査の時に検査員にお尋ねください。

■第20回会員総会のご案内

NPO法人有機農業認証協会の第20回会員総会を下記の通り開催します。また1年有機JASの認証に関する活動を行い、皆様に決算報告及び事業内容についてご報告できますことについて関係者一同大変感謝しております。

総会終了後は記念講演を予定しています。今年のテーマは環境問題に取り組み活動している団体代表の方の発表になる予定です。

詳細は総会議案書とともに2月下旬にご案内いたします。ぜひ多くの会員の皆様にご参加いただき、会員様同士の交流も深めていただきたいと願っております。

★日時

2019年3月18日(月)

会員総会

14時～15時

記念講演

15時～16時

マッチング交流会

16時～17時

終了後懇親会あり

(要予約)

★会場

JEC日本研修センター江坂

(地下鉄御堂筋線江坂駅下車徒歩3分)

